

第2期浅麓汚泥再生処理センター包括的民間業務委託

契約書（案）

第1章 総則

第1条 総則

1. 発注者及び受注者は、この契約条項に定めるもののほか、以下に定義する要求水準書、募集説明書等の発注者が配布した関係書類、発注者に対する質問事項及びこれに対する発注者の回答、並びに受注者が提出した提案書（以下「契約図書等」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約条項及び契約図書等を内容とする包括的維持管理業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
2. 受注者は、以下に定義する本件業務の実施に当たり、関連法令等を遵守しなければならない。
3. 発注者は、この契約にともなう廃棄物法等関係法令上の責任を負うものとし、受注者は、この契約にともなう業務履行上の責任を負うものとする。
4. この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
5. この契約条項に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
6. この契約条項の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
7. この契約条項及び契約図書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
8. この契約条項に定める時刻は、日本標準時とする。
9. この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

第2条 用語の定義

この契約条項において使用する用語の定義は次のとおりである。

- 一 「発注者」とは、委託者をいう。
- 二 「受注者」とは、受託者をいう。
- 三 「本件業務」とは、この契約により、発注者が受注者に対して委託する本事業包括的民間委託（令和8年度から令和12年度）に係る業務をいう。
- 四 「業務」とは、この契約に基づき、受注者が発注者に提供する本件施設の運転管理業務、維持管理業務、保全管理業務、その他業務をいう。
- 五 「要求水準書」とは、要求水準を記載した書面をいう。
- 六 「要求水準」とは、この契約により発注者及び受注者が合意した、発注者が受注者に要求する本件業務における業務の水準をいう。

- 七 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- 八 「本件施設」とは、要求水準書に記載された浅麓汚泥再生処理センターの施設をいう。
- 九 「既存施設等」とは、本件施設、附属設備及び本件施設内の発注者の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品をいう。
- 十 「運営期間」とは、受注者がこの契約に基づき、業務を実施する期間をいう。
- 十一 「運営年度」とは、運営期間中における 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。
- 十二 「業務準備期間」とは、契約日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。
- 十三 「契約発効日」とは、この契約について発注者と受注者が合意し、この契約に係る業務委託契約書に記名押印した日をいう。
- 十四 「運営開始日」とは、業務準備期間終了日の翌日をいう。
- 十五 「補修」とは、本件施設の機能を維持するための、部品等の交換、取替え及び分解・点検などの補修をいう。
- 十六 「不可抗力」とは、台風、雷害、渇水、地震、暴風、豪雨、洪水、疫病、地滑り、落盤、戦争、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な事象（搬入物の性状及び搬入物の量が、搬入基準から著しく逸脱している場合を含む。）（以下「天災等」という。）であって、発注者及び受注者の責に帰すことができないものをいう。
- 十七 「性能」とは、発注者又は受注者が運営期間を通じて確保する義務を負う水量、水質その他の性能をいう。
- 十八 「監理責任者」とは、業務を監督する発注者の責任者をいう。
- 十九 「業務責任者」とは、業務実施上の管理をつかさどる受注者の現場代理人をいう。
- 二十 「著作物」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラム、著作権法第 12 条の 2 第 1 項に規定するデータベースを含む。）をいう。
- 二十一 「著作権」とは、著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。
- 二十二 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。

第 3 条 公共性及び民間事業の趣旨の尊重

1. 受注者は、本件施設がし尿処理施設としての公共性を有することを十分理解し、本件業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
2. 発注者は、業務が民間事業者の創意工夫の発揮によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第 4 条 責任負担

1. 本件業務に伴う廃棄物法等関係法令上の管理責任は、発注者が負うものとする。
2. その他、本件業務に係る発注者・受注者の基本的な責任負担は要求水準書に定めるもの

とする。

第5条 指示等及び協議の書面主義

1. この契約条項に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、通告、合意、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行われなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、緊急・やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、口頭で指示等を行った日から7日以内に、指示等の内容を書面に記載し、相手方に交付するものとする。
3. 発注者及び受注者は、この契約条項その他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第6条 業務の手段

受注者は、特に定めがある場合、又は前項の指示等、若しくは発注者及び受注者の協議がある場合を除き、業務の実施に必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

第7条 秘密の保持

1. 発注者及び受注者は、以下の場合及びこの契約において別段の定めがある場合を除き、この契約の内容及びこの契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（運営計画書を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。
 - 一 この契約を締結した時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずにこの契約の締結後に公知となった情報を開示する場合
 - 二 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
 - 三 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、この契約の締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
 - 四 法令・条例により開示が義務付けられる場合において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
 - 五 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
 - 六 発注者のアドバイザーに対し開示する場合。ただし、アドバイザーが受注者の営業の部類に属する取引を行っている場合を除く。
 - 七 相手方が書面により承諾した場合。
 - 八 この契約が解除された場合、この契約の期間が満了した場合その他の事由によりこの契約が終了した場合において、本件施設に関する業務を承継する者に対して事業実施計画及び引継事項（第42条第1項において定義される。）を開示する場合。
2. 前項の義務はこの契約終了後も存続するものとする。

第 8 条 履行の保証・契約保証金

1. 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2. 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、業務委託料の 10 分の 1 以上としなければならない。

3. 第 1 項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4. 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第 9 条 紛争の解決

1. この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったとき、発注者が定めたものにつき受注者が不服を有する場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人 3 名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2. 前項の規定にかかわらず、業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び発注者の職務の執行に関する紛争については、第 23 条第 2 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第 1 項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3. 発注者又は受注者は、第 1 項に規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができ

ない。

第 10 条 契約の譲渡等

1. 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務、契約上の地位を第三者に譲渡、又は承継させてはならない。ただし、発注者の事前の承諾がある場合は、この限りでない。
2. 受注者は、既存施設等を第三者に譲渡、貸与、又は質権その他の担保の目的としてはならない。

第 11 条 再委託等

1. 受注者は、業務のすべてを第三者に再委託又は請け負わせることはできない。
2. 受注者は、発注者の事前の承諾を受けて、業務の一部を第三者に再委託又は請け負わせることができる（次条第 1 項及び 2 項に規定する場合を除く。）。

第 12 条 一括再委託等の禁止

1. 受注者は、契約図書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2. 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が契約図書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
3. 受注者は、前項に規定する業務以外の業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者にそのリスト（委任し、又は請け負わせることとなる業務の概要、委任し又は請け負わせることとなる者の商号又は名称その他必要な事項）を通知するものとする。ただし、軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

第 13 条 暴力団関係者の排除等

1. 受注者は、発注者に対し、自ら（法人の場合は、取締役および監査役または実質的に経営を支配する者。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- 一 暴力団
- 二 暴力団員
- 三 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- 四 暴力団準構成員
- 五 暴力団関係企業
- 六 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- 七 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 八 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 九 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を

- もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 十 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 十一 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 受注者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを表明し、確約する。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 提携して実施する業務に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
3. 発注者は、受注者が前二項に違反した場合は、受注者に対し、催告することなく直ちに受注者との全ての取引および契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求することができる。なお、発注者は当該解除により受注者に損害が生じても、これを理由とする一切の損害賠償等の義務を負わない。
4. 受注者が、第一項一号から十一号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方とすることとしていた場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めた場合には、受注者はこれに従わなければならない。

第 14 条 著作権の譲渡等

1. 受注者は、成果品が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡時に発注者に無償で譲渡するものとする。
2. 発注者は、成果品が著作物に該当するとしなくてもかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
3. 発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
4. 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
5. 受注者は、成果品が著作物に該当するとしなくてもかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第 7 条の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。
6. 発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の

2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別途合意するところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

第 15 条 特許権等の使用

受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 16 条 優先関係

この契約条項及び契約図書等の中で齟齬が生じた場合、この契約条項の規定を優先する。

第 2 章 業務の範囲に関する条項

第 17 条 業務の範囲

受注者は、以下の各号に示されている業務及び要求水準書に示されている業務を行う。

- 一 本件施設の運転管理。業務遂行に際しては、要求水準書に定める公害防止基準、第 41 条第 1 項に定める汚泥に関する基準及び同条 2 項に定める運転に関する条件を遵守するものとする。
- 二 本件施設の維持管理。業務遂行に際しては、要求水準書に定める維持管理要求水準を厳守するものとする。
- 三 その他業務。衛生、環境整備、見学者対応、安全衛生、災害及び緊急時対応等。受注者は、この契約で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品等を決定し、本件業務を行うことができる。

第 18 条 運営期間及び業務準備期間

1. 運営期間は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「運営開始日」という。）から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。ただし、契約日から令和 8 年 3 月 31 日までは業務準備期間とする。
2. 業務準備期間における具体的な業務の実施方法等については、第 3 章に規定された業務開始のための準備を行うものとする。

第 19 条 法令の遵守等

受注者は、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以って、業務を実施しなければならない。

第 20 条 運営の実施体制

1. 受注者が業務として実施する本件施設の運転管理及び維持管理は、通年 24 時間連続とする。
2. 受注者が業務として実施する窓口関係業務は、発注者が定める営業時間内とする。
3. 発注者は、業務を監督する監理責任者を置く。
4. 受注者は、業務実施上の管理をつかさどる業務責任者を置き、業務の履行に必要な従業員等を置く。

第 21 条 監理責任者

1. 発注者は前条第 3 項に基づき監理責任者を置いたときは、その氏名を受注者に通知する。監理責任者を変更したときも同様とする。
2. 監理責任者は、この契約条項の他の条項に定めるもの及びこの契約条項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監理責任者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - 一 発注者の関係法令上の責任を果たす上で必要な受注者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約条項及び契約図書等の記載内容に関する受注者の確認の申出、又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 業務の履行に関する受注者との協議
 - 四 業務の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告
 - 五 モニタリングの実施通知
3. この契約に定める受注者による発注者に対する書面の提出は、監理責任者を經由して行うものとする。この場合においては、監理責任者に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

第 22 条 業務責任者・業務副責任者

1. 受注者は、業務上の管理をつかさどる業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。
2. 前項の業務責任者は浅麓環境施設組合施設設置条例第 4 条に定める資格を有する者とする。
3. 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第 23 条第 1 項の請求の受理、同条第 2 項の決定及び通知、同条第 3 項の請求、同条第 4 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係わる権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
4. 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
5. 受注者は、上記に定める業務責任者が病気、死亡、退職等によりその業務を行うことが

できない場合に備えて、業務副責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務副責任者を変更したときも同様とする。

6. 前項の業務副責任者は浅麓環境施設組合施設設置条例第4条に定める資格を有する者とする。

第23条 業務責任者等に対する措置請求

1. 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第12条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する対応について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3. 受注者は、監理責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4. 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

5. 第55条に規定する再改善計画書に定める期日までに、当該要求水準の未達が是正されないときは、発注者は、受注者に対して、業務責任者又は受注者の従業員若しくは第11条第2項の規定により受注者から業務を委任、若しくは請け負った者又はこれら関係者の交代等に関して必要な措置を請求することができる。

6. 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

第24条 業務履行報告

1. 受注者は、契約図書等に定めるところにより、契約の履行の状況について発注者に報告しなければならない。

2. 発注者は、必要と認めるときは、業務の処理状況について、受注者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。

第25条 貸与品等

1. 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品・諸室等（以下「貸与品等」という。）の名称、数量等、引渡し場所及び引渡し時期は、発注者と受注者が協議して別に定めるものとする。

2. 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。ただし、貸与品等について受注者に所有権、

借用権等の権利を与えるものではない。

3. 受注者は、業務の完了、契約の終了、契約図書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

4. 受注者は、故意又は過失により貸与品等が紛失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第 26 条 契約図書等と業務内容が一致しない場合の修補義務

1. 受注者は、業務を行うにあたり、次の各号の一つに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 契約図書等に含まれる書面のそれぞれの間において、記載に齟齬がある（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 契約図書等に誤謬又は脱漏がある。

三 契約図書等の表記が明確でない。

四 業務履行上の制約等契約図書等に示された履行条件が、実際と相違する。

五 契約図書等に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じた。

2. 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立ち会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立ち会いに応じない場合には、受注者の立ち会いを得ずに行うことができる。

3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4. 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、契約図書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5. 前項の規定により契約図書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 27 条 契約図書等の変更等

発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、受注者に対して変更の内容を通知して、契約図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 28 条 施設更新等の請求

- 1 本件施設の補修によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本件施設の補修により本件施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理的であると認められるときは、受注者は発注者にその旨を報告し、施設の整備・更新・改築を請求することができる。
- 2 前項の請求があったときは、発注者は速やかに本件施設の現況を調査して、整備・更新・改築の是非を判断し、その内容を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の判断をするにあたり、受注者の業務遂行上及び安全衛生管理上の要請を十分に配慮しなければならない。
- 4 発注者は、第 1 項の請求があったにもかかわらず、必要な施設の整備・更新・改築を行なわなかったために受注者又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責めを負う。ただし、受注者に故意若しくは過失があると認められる場合には、発注者はその程度に応じて、受注者に対し負うべき債務と相殺し、又は第三者に対して行った賠償を受注者に求償することができる。

第 29 条 施設改良等

- 1 受注者は、業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、発注者の承諾を得て、自己の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。
- 2 受注者は、業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、発注者の承諾を得て自己の責任と費用により、創意工夫を発揮するために自ら必要と判断した設備を本件施設内に設置することができる。
- 3 受注者は、前項の設備を設置する際、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができる。ただし、受注者は当該変更の内容について、事前に発注者に通知し、その承諾を得なければならない。
- 4 第 2 項の規定により、受注者が本件施設内に設置した設備の所有権は、受注者に帰属する。

第 30 条 改良施設の撤去等

受注者は、運営期間が終了した際、前条に基づき変更又は改良した施設を自己の責任と費用により、原状に復旧し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、発注者が受注者に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。

第 31 条 ユーティリティ等の調達

- 1 受注者は、要求水準書に定められた発注者が直接調達する水道、電気、A 重油及びプラント薬品を除き、自己の責任と費用により、業務の実施に必要な消耗品等を調達しなければならない。
- 2 受注者が水処理に使用する薬品は、発注者の承諾を得なければならない。

3. 受注者は、自己の責任と費用により、業務の実施に必要となる全ての消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。ただし、発注者所有の特殊車両は除く（バキュームダンパー車、フォークリフト、ホイールローダー）。

第 32 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ発注者の指示を受けなければならない。ただし、緊急・やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 受注者は、前項の場合において、措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
3. 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
4. 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

第 3 章 運営準備等

第 33 条 施設機能の確認

1. 受注者は、業務開始に先立ち、要求水準書の内容が維持管理要求水準を満たしていること及び施設・設備の状況が機器管理台帳等と一致していることを確認しなければならない。
2. 受注者は、前項の確認以降、発注者に対して、施設機能報告書の内容が、維持管理要求水準を満たしていないこと、又は施設・設備の状況が機器管理台帳等に一致していないことを主張することはできないものとする。ただし、施設の状況と機器管理台帳等に不一致が存在すること、及び当該不一致をこの契約の締結前に発見することが著しく困難であったことを、受注者が証明した場合は、この限りでない。
3. 前項ただし書きの場合、発注者は、受注者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとする。

第 34 条 運営計画書

1. 受注者は、運営開始日の 7 日前までに、その費用により、この契約に記載された条件を満たす運営計画書を作成し、発注者に提出するものとする。運営計画書には要求水準書に記載した事項を記載しなければならない。
2. 発注者は必要があると認めるときは、前項の運営計画書を受理した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
3. 受注者は、運営計画書に基づき本件業務を実施するものとする。発注者が、運営計画書に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、発注者は受注者に説明

を求めるものとする。その結果、発注者が、運営計画書に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、発注者は受注者に是正（運営計画書の変更を含む）を求めることができる。

4. 受注者が運営計画書の変更を希望する場合、受注者は、変更をしようとする日の 30 日前までに変更の理由及び内容を発注者に提出するものとする。受注者は、発注者の承諾を得た場合に限り、運営計画書を変更することができる。

第 35 条 許認可の取得等

1. 受注者は、法令上定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
2. 受注者は、発注者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。
3. 前項のほか、受注者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して使用する。

第 4 章 運転業務

第 36 条 本件施設の運転

受注者は、以下に記載された本件施設の運転業務を行うものとする。

- 一 要求水準書に記載された範囲内における本件施設の運転管理
- 二 その他の本件施設の運転管理

第 37 条 搬入量又は質の変動により基準値を遵守できない場合

1. 処理対象物の質が要求水準書第 3 節第 2 項から大幅に逸脱し、又は処理対象物の量が計画搬入量から大幅に逸脱した場合において、受注者が発注者に対して申し立てを行い、協議を求めることができる。
2. 発注者が受注者の申立てが合理的であると認めた場合、発注者は、新たに自ら適当と認める方法により計画質又は計画搬入量を算出し、受注者と協議のうえ、本件施設の基本性能を満たすための本件施設の改造の要否及び改造の方法等について決定する。発注者は当該改造に係る工事を第三者に発注できるものとし、受注者は発注者が発注業務を行うための情報提供を行う。
3. 前項の協議によって決定された本件施設の改造の内容及び改造費用が合理的な範囲であると客観的に判断されるときは、当該改造費用は、発注者が負担する。

第 38 条 性能未達期間中に生じる費用の負担

1. 受注者は、運営期間中、本件施設の不稼働又は処理能力の低下等の原因により、本件施

設において廃棄物等が貯蔵量を超えるおそれが生じた場合、発注者に対し、速やかにその旨を通知する。発注者は、貯蔵量を超えた廃棄物等を処理し得る他の廃棄物処理施設（以下「緊急代替処理施設」という。）を確保して、廃棄物の代替処理を行うよう努力する。受注者は、発注者の代替処理につき、最大限の協力を行わなければならない。

2. 性能未達事態が生じた場合、緊急代替処理施設における処理に係る費用、性能未達事態の解消のための補修又は更新に係る費用その他の追加費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、発注者の責めに帰すべき事由により臨機の措置を講じた場合は、発注者が負担する。

第 39 条 効率化提案等事業

1. 期間中、本件業務について、発注者又は受注者により当該業務の効率化に関する提案等（以下「効率化提案等」という。）がなされた場合、発注者及び受注者は効率化提案等の導入の可能性について検討する。

2. 前項の検討に係る受注者の費用のうち、発注者が合理的と認めるものについては、発注者が負担する。

3. 第 1 項に基づく検討の結果、受注者の効率化提案等により、本件業務の効率化及び委託料の減額を図ることができると合理的に判断される場合、発注者は、受注者の効率化提案等を受入れ、必要に応じてこの契約、要求水準書等の変更及び委託料の見直しを行う。なお、この場合、発注者は、本件業務の効率化の程度に応じて、当該効率化により発注者の享受した財政的利益の一部を経済的に受注者に還元することについて受注者と協議する。

第 40 条 臨機の措置

1. 受注者は、本件施設の災害防止等のために必要があると認められるとき、本件施設に事故が発生したときその他緊急のときは、臨機の措置を講じなければならない。

2. 受注者は、前項に規定する措置を講じた場合、その内容を直ちに発注者に通知する。

3. 発注者は、災害防止又は本件施設の運転を行ううえで、特に必要があると認められるとき又は予見不可能な事由が発生したと合理的に判断されるときは、受注者に対し臨機の措置を講ずることを請求することができる。

4. 第 1 項及び前項に規定する場合、発注者及び受注者は、その原因究明に努めなければならない。

5. 受注者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、発注者の責めに帰すべき事由により臨機の措置を講じた場合は、発注者が負担する。

第 41 条 その他の運転に関する条件

1. 水処理等に伴い発生する汚泥の処理は、要求水準書に定めるところによる。
2. 前項の他、運転に関する条件は、要求水準書に定めるところによる。
3. 前 2 項の条件を満たしていない場合、第 37 条第 2 項及び第 3 項を準用する。

第 42 条 引継事項

1. 受注者は、業務開始後可能な限り速やかに本件施設の運転方法その他本件業務の遂行に当たって留意すべき事項等を記載した書面（この契約が終了（解除により終了する場合を含む。以下本条において同じ。）した後に本件施設を運転する者その他本件業務に相当する業務を行う者（以下「引継者」という。）に有益な事項として、本件施設特有の運転方法その他本件業務の遂行に当たって留意すべき事項等を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、この契約が終了するまで、本件施設に備え置くものとする。受注者は、引継事項を作成したときは、速やかに発注者に通知するものとする。受注者は、この契約が終了した場合には、72 条 1 項の規定に従い、発注者に対して引継事項を交付するものとする。発注者は、引継者その他発注者が引継事項を開示することが有益であると考える者に対して引継事項を開示することができる。
2. 発注者は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、受注者に対し引継事項の内容の説明を求め、引継事項の記載内容が不十分である場合にはこれを追記及び修正するように求めることができる。
3. 受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受注者は、引継事項の内容を変更したときは、発注者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。
4. 発注者は、引継事項に限らず、発注者における施設維持管理業務の効率的な運営のために有益な事項について、受注者に対して報告を求めることができる。受注者は、報告を求められた事項が本件業務と関連しない場合その他正当な理由がある場合を除き、発注者が報告を求めた事項について、遅滞なく、報告するものとする。

第 5 章 維持管理

第 43 条 本件施設の維持管理

1. 受注者は、以下に記載された本件施設の維持管理業務を行うものとする。
 - 一 要求水準書に記載された範囲内における本件施設の点検及び調整、消耗品の交換
 - 二 その他の本件施設の維持管理
2. 前項の規定にかかわらず、理由の如何を問わず発注者より受注者に対し共有された各対象年度の補修等工事予定書（以下「工事予定書」という。）に規定する施設の更新を発注者が行っていないことにより、前項の義務を履行することが著しく困難であると合理的に判

断される設備については、受注者は前項の義務を負わないものとする。

第 44 条 更新等の必要性に関する報告

本件施設において、設備の更新又は補修の必要が生じた場合、受注者は、発注者に対し、補修又は更新が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。

第 45 条 回復措置請求

1. 第 47 条第 2 項に規定する施設機能の検査の結果、第 43 条に規定された維持管理がなされていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから 10 日以内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
2. 発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、又は、改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。
3. 受注者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、発注者に対し、前項の書面の交付を受けた後 10 日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めるものとする。
4. 発注者は、前項の書面を受領した後 10 日以内に、受注者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
5. 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、受注者及び発注者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から 10 日以内に相手方に対して提出した上で改めて協議するものとする。
6. 発注者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考える場合、本条第 3 項から第 5 項に規定された手続きがなされ、又は、この契約の規定に従い紛争の解決に係る手続が行われている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受注者に命じることができる。

第 6 章 環境計測、業務報告等

第 46 条 本件施設の環境計測

受注者は、処理水が要求水準書に示す各種要件を満たしているかを確認するため、要求水準書に示す計測を行う。計測の結果、要求水準書に示す各種要件のいずれかを満たしてい

ない場合、受注者は必要な措置を行うものとする。

第 47 条 発注者による処理水の監視、立入検査

1. 発注者は、随時、自らの費用で、自ら又は本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、水質検査その他環境計測を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。
2. 発注者は、随時、自らの費用で、自ら又は本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、施設の機能について検査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力する義務を負う。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。
3. 発注者（発注者から委託を受けた機関を含む。）は、通常の営業時間内において、受注者に通知をした上で施設へ立ち入ること、受注者に本件業務に関連する事項についての口頭又は文書による説明を求めることその他前二項の検査又は受注者の業務遂行状況の監視を行うために必要な事項を行い又は受注者が行うよう請求することができるものとし、受注者は、これらに応じるものとする。

第 7 章 モニタリング業務

第 48 条 業務日報の作成

1. 受注者は、本件施設の点検及び第 46 条に規定する環境計測の結果について、要求水準書に従い、業務日報を作成し、常時、本件施設に備えなければならない。
2. 受注者は、発注者から請求があった場合、速やかに業務日報を発注者に提出しなければならない。
3. 発注者は、業務日報の内容について、受注者に説明を求めることができるものとする。また、発注者は、受注者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
4. 受注者は、作成した業務日報を、契約期間終了後に発注者に提出するものとする。

第 49 条 業務の報告

1. 受注者は、次に掲げるところに従い、業務の実施状況を正確に反映した業務報告書（本項第 1 号に規定する業務月報及び第 2 号に規定する業務年報等を総称したものをいう。以下同じ。）を作成しなければならない。
 - 一 受注者は、各月の第 7 開庁日までに、前月における業務月報を発注者に提出しなければならない。
 - 二 受注者は、運営年度ごとに業務年報を作成し、翌年度 4 月の第 12 開庁日までに発注者

に提出しなければならない。

2. 発注者は、業務報告書の内容について、受注者に説明を求めることができるものとする。また、発注者は、受注者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

第 50 条 実施状況の確認

発注者は、運営期間において、受注者が実施する業務の質及び内容を確保するため、次条から第 53 条までに定めるところにより、業務の実施状況を自己の費用により確認する。

第 51 条 日常の確認

発注者は、第 48 条に規定する業務日報に基づき、業務の実施状況を確認することができる。

第 52 条 定期の確認

1. 発注者は、第 49 条に規定する業務報告書に基づき、受注者の立会いの上、書類の確認、現地の確認、受注者に対する質問その他の方法により、業務の実施状況を確認するものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
2. 前項の確認は、業務報告書の提出を受けた日から 10 日以内に完了しなければならない。

第 53 条 随時の確認

1. 第 51 条及び第 52 条によるほか、発注者が特に必要と認めたときは、受注者に対して事前に通知することなく、現地調査により、業務の実施状況を確認することができる。
2. 前項の確認を実施するとき、受注者はその求めに応じて、発注者の確認に立会い、業務の実施状況を説明し、書類を提出するなど、発注者に協力しなければならない。
3. 発注者は、前二項による確認の結果、特に必要と認めたときは、第三者機関による調査の実施を受注者に求めることができる。その際の費用は受注者の負担とする。

第 54 条 改善通告

1. 第 51 条から前条までの規定による確認の結果、要求水準の未達が判明した場合には、発注者は受注者に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。
2. 受注者は、前項の通告を受けたときは、当該通告を受領した日から 10 日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を発注者に提出するとともに、その実施状況を報告しなければならない。
3. 発注者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受注者に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

第 55 条 改善計画書の変更

1. 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、改善計画書に記載された期限までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、発注者は受注者に対して、当該改善計画書を変更又は再提出するよう通告するものとする。
2. 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。
3. 前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は受注者が負担する。

第 56 条 業務委託料の支払停止

1. 前条に基づき、再改善計画書（前条第 1 項の規定に基づき変更又は再提出が求められたものに対応して提出された改善計画書をいう。以下同じ。）に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときには、発注者は受注者に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、業務委託料の支払いを停止することができる。
2. 前項の支払停止を行う場合には、事前に発注者は受注者に対して、弁明の機会を与えなければならない。
3. 当該要求水準の未達が是正されたときは、発注者は第 1 項に基づき支払いを停止していた業務委託料を速やかに受注者に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

第 57 条 監理責任者に対する措置請求

1. 受注者は、監理責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対し、その理由を明らかにして必要な措置を請求することができる。
2. 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

第 8 章 発注者の義務

第 58 条 業務委託料等の支払

1. 発注者（発注者から委託を受けた機関を含む）は、第 49 条の業務月報を受領したときは、受領した日から 10 日以内に業務月報の内容を確認し、受注者にその結果を通知する。
2. 受注者は、前項の通知を受けた後に、対象期間の搬入量や公害防止基準等の達成状況等をもとに、対象期間中の業務委託料（要求水準書に示す修繕費用等、この契約に基づき受注者が発注者に請求できる費用を含む）の支払いを翌月の 10 日までに請求する。
3. 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、翌月末日（ただし銀行営業日（銀行が営業することを義務付けられている日をいう。以下同様。）でない場合、直前の銀行営業日とする）までに業務委託料を支払うものとする。
4. 業務委託料は固定費及び変動費から構成される。ただし、受注者がこの契約に違反した

場合、これらを減額することができるものとする。

5. 消費税額の変更があった場合は、業務委託料の見直しができるものとする。

6. 極端な物価の上昇、為替レートの変動等があった場合は、業務委託料の見直しができるものとする。

第 59 条 業務委託料の変更方法

1. 発注者及び受注者は、前条第 4 項から第 6 項までに定める場合の他、この契約条項に定めた業務の内容又は社会経済状況の変化に応じて業務委託料を変更できるものとする。

2. 前項の業務委託料の変更については、発注者と受注者との協議を行うものとする。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は発注者が定め、受注者に通知する。

3. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

4. この契約条項の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者との協議で定める。

第 60 条 業務委託料の減額

発注者は、受注者が要求水準書に示す要求水準を達成していないときは、発注者が支払う業務委託料の額を減額できる。ただし、受注者の責めに帰すことができない理由により要求水準の達成ができない場合は、この限りではない。

第 61 条 業務委託料の限度額

この契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額は、次のとおりとする。

令和 8 年度	金	円	(うち、消費税	円)
令和 9 年度	金	円	(うち、消費税	円)
令和 10 年度	金	円	(うち、消費税	円)
令和 11 年度	金	円	(うち、消費税	円)
令和 12 年度	金	円	(うち、消費税	円)

第 62 条 施設の更新及び補修

1. 発注者は、第 43 条第 2 項に定める工事予定書に従い、本件施設の更新及び補修を行うよう努めるものとする。

2. 発注者が前項の工事予定書に従った更新又は補修を行わなかったことにより受注者に発生する費用については、発注者の負担とする。

3. 発注者は、工事予定書において規定されていない更新又は補修を行うことにより（工事予定書に従って更新された設備が工事予定書に記載された設備よりも性能がよい場合を含

む)、受注者の運転に要する費用が減少した場合、発注者は減少した費用の減額を請求することができる。

第9章 損害賠償

第63条 損害賠償

1. 受注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受注者は発注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

一 第36条に違反したことにより発注者に損害が生じた場合

二 第43条第1項に違反したことにより発注者に損害が生じた場合

三 前各号の他受注者のこの契約の規定への違反その他受注者の責に帰すべき事由により発注者に損害が生じた場合

2. 発注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、発注者は受注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

一 第43条第2項に定める場合

二 前号の他、発注者のこの契約の規定への違反その他発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合。

3. 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。

4. 発注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、発注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。発注者の責に帰すべき事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受注者は発注者に対して求償権を行使することができる。

5. 発注者及び受注者は、契約期間中、自己の費用により各種保険に加入するものとする。

6. この契約は、第三者に対して要求水準書に示す公害防止基準による処理を保証するものではない。

第64条 責任限度

受注者が発注者に支払うべき違約金及び損害賠償金は、契約金額を上限とする。ただし、以下の費用については責任限度を設けない。

一 受注者の故意又は重過失により損害が生じた場合。

第65条 履行遅滞の場合における損害金等

1. 受注者が発注者に対して金銭の支払いを遅延した場合には、受注者は、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

2. 発注者の責に帰すべき事由により、第58条第3項の規定による業務委託料の支払いそ

の他の発注者の受注者に対する支払が遅れた場合には、発注者は、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

第 66 条 不正行為に対する違約金

1. 受注者の役員又は使用人が、この契約に関して刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の罪を犯したこと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第 8 条の 3 において準用する同法第 7 条の 2 の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったことが明らかになったときは、第 64 条の規定にかかわらず、受注者は発注者に対して、当該不正行為を行ったことにより発注者に生じた損害の賠償として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。
2. 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、発注者が当該超える額の支払いを受注者に請求することを妨げるものではない。

第 10 章 業務の期間延長及び解除又は終了

第 67 条 委託期間又は業務期間の変更方法

1. 委託期間の変更については、発注者と受注者との協議で定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託期間の変更事由が生じた日(第 71 条の場合にあっては、発注者が委託期間の変更の請求を受けた日、次条の場合にあっては、受注者が委託期間の変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第 68 条 発注者の請求による契約期間の延長

1. 発注者は、特別の理由により委託期間を変更する必要があるときは、委託期間の変更を請求することができる。
2. 発注者は、この契約条項の他の条項の規定により委託期間を変更すべき場合において、特別の理由があるときは、委託期間の変更を請求することができる。
3. 発注者は、前各項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 69 条 発注者による契約解除

1. 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - 三 業務責任者を配置しなかったとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - 五 第70条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 六 受注者が第13条の規定に違反したとき。
2. 前項各号の事由の発生により、発注者が契約を解除した場合、受注者は発注者に対し、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない）を賠償する。
 3. 発注者は、業務が完了するまでの間は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。契約を解除したことにより受注者に生じた損害があった場合の賠償については発注者と受注者との協議で定める。
 4. 本条の規定により契約が終了する場合、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が維持管理要求水準を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを受注者に対して請求することができる。
 5. 前項による請求がなされた場合、第45条第3項から第6項の規定を準用するものとする。

第70条 受注者による契約解除

1. 以下に該当する場合、受注者は、発注者に対する通知により、直ちに契約を解除することができる。
 - 一 発注者が、その責に帰する事由により業務委託料の支払いを1ヶ月以上遅延した場合
 - 二 受注者の責に帰さない事由により、本件業務の業務委託料が3分の2以上減少したとき
 - 三 受注者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合
2. 前項により契約が解除された場合（発注者の責に帰する事由による場合に限る。）、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。
3. 前条第4項及び第5項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

第71条 業務の中止

1. 不可抗力により受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3. 発注者は、第1項及び第2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第72条 契約期間満了による終了

1. 委託期間満了により終了した場合、受注者は、新たに施設を運転する者に対し、本件施設が維持管理要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項を交付するものとする。

2. 発注者は、随時、自ら、又は、本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、契約終了の30日前から10日前までの期間内において発注者が決定した日に、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が維持管理要求水準を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。ただし、発注者は、施設機能の評価を実施した日から30日以内に、請求するものとする

3. 前項の評価後契約終了時まで、本件施設について維持管理要求水準への違反が生じた場合、発注者は、これにより発注者に生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。ただし、発注者は、契約終了後10日以内に、違反の内容を受注者に対して通知するものとする。

4. 本条第2項による請求がなされた場合、第45条第3項から第6項の規定を準用する。

第73条 業務検査及び引渡し

1. 受注者は、契約図書等の定めるところにより、委託期間内において業務の検査を受けようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2. 発注者又は発注者の検査員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立ち会いの上、契約図書等に定めるところにより、業務の検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3. 発注者は、前項の検査を完了した後、受注者が契約図書等の定めるところにより、成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。

4. 発注者は、受注者が前項の申し出を行わないときは、当該成果品の引渡しを当該業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5. 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了をもって第4項の規定を準用する。

第 74 条 委託期間終了時の施設の確認

1. 委託業務が終了するときは、発注者と受注者の双方が立会いの上、既存施設等について、第 33 条第 1 項に基づき確認した既存施設等の内容との相違がないことを確認する。
2. 受注者は、前項の確認の結果、既存施設等の内容との相違があるときは、自己の責任と費用により必要な補修・取替え又はこれに代わる金銭の支払いなどの必要な措置をとらなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合、又は発注者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。

第 75 条 契約終了時の措置

1. 受注者は、運営期間の終了又は第 69 条、第 70 条若しくは第 71 条により契約が解除・中止されたときは、発注者の指定する者に本件施設の運転管理業務、保全管理業務、その他各種業務に関する研修・指導等を行うものとする。この場合の費用は、契約書、要求水準書及びその他の条項に特別の定めがある場合を除き、発注者の指定する者が負担する。
2. 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する受注者による研修等を行わないことができる
 - 一 発注者が指定する者が受注者であるとき。
 - 二 発注者が指定する者が、本件施設の研修等の必要がない明らかなる事由を記載した書面を発注者に提出し、発注者がこれを承諾したとき。
 - 三 前 2 号の他、発注者が本件施設に関する受注者の研修等が必要ないと認めたとき。
3. 契約完了後、発注者の指定する者に本件業務に関連する情報の開示を求められた場合には、受注者はこれに協力するものとする。

第 11 章 補則条項

第 76 条 表明及び保証

1. 受注者は、発注者に対し、この契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
 - 一 受注者による本件業務の遂行が、受注者に適用される一切の法令に違反しないこと
 - 二 以下に規定する事由が生じておらず、また、受注者又はその役職員が第 13 条に違反することとなる事由が存在しないこと。
 - ① 破産の申し立てをした場合、又は、第三者により破産の申し立てを受け、破産手続開始決定がされた場合。
 - ② 民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続の開始の申し立てをした場合、又は、第三者によりこれらの手続の開始の申し立てを受けこれらの手続の開始決定がなされた場合。
 - ③ 小切手又は手形の不渡があった場合。

④ 本号①から③に準ずる信用状況の悪化が認められる場合又はこの契約などに基づく業務が困難であると合理的に認められる場合

三 公租公課を滞納していないこと。

四 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。

五 発注者から指名停止の処分を受けていないこと。

六 この契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。

2. 前項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

第 77 条 発注者による委託内容の変更

1. 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由によりこの契約により委託する業務の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の 2 ヶ月前までに変更案（業務委託料部分を含まない。本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。

2. 受注者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから 1 ヶ月以内に、発注者に対し、変更案に対応する業務委託料に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容）を提出するものとする。

3. 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから 1 ヶ月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもってこの契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。

4. 発注者が見積りを承認しない旨を受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び業務委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後 1 ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる）、発注者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日にこの契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第 69 条及び第 72 条第 3 項ただし書を準用する。

5. 第 1 項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受注者は変更案を受領後可能な限り速やかに第 2 項の見積りを提出しなければならない。

第 78 条 受注者による委託内容の変更

1. 受注者は、委託の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の 2 ヶ月前までに変更案（業務委託料部分を含む。本条に

において、「変更案」という。)を提出するものとする。なお、受注者は、事前に変更案について発注者の意見を聞くよう努めなければならない。

2. 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから1ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもってこの契約は変更案に従ってこの契約は変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

第79条 業務に伴う成果品に関する受注者の責任

1. 発注者は、受注者がその行う業務に伴い発注者に引き渡した成果品に瑕疵があるとき(第83条1項第2文の規定により改正後の民法が適用される場合には、「成果品に瑕疵があるとき」は、「成果品が契約の内容に適合しないとき」と読み替える)は、受注者に対して相当の期間を定めて、その修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。なお、民法により認められるその他の救済手段が妨げられるものではない。

2. 前項の規定は、瑕疵が契約図書の記載内容、指示又は貸与品等及び発注者の設計・施工等、発注者の責に帰する事由により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等及び発注者の設計・施工が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

第80条 不可抗力

1. 不可抗力により、本件施設の運営が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。

2. 不可抗力により本件施設が損傷した場合、発注者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受注者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受注者の負担とする。

3. 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、固定費相当分を支払うものとする。

4. 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷によりこの契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちにこの契約を解除することができるものとする。

5. 前項の委託内容の変更又はこの契約の解除により生じた費用については、発注者の負担とする。

第 81 条 契約の変更

第 77 条及び第 78 条に定める他、この契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

第 82 条 通知

1. この契約に規定された通知は、この契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。
2. 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た場所に対して行うものとする。
3. 前項の届出内容に変更があった場合、受注者は速やかに発注者に届け出なければならない。

第 83 条 準拠法及び管轄裁判所

1. この契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。
2. 発注者及び受注者は、この契約に関する一切の紛争については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第 84 条 個人情報の保護

この契約の履行をするに当たり、個人情報の取扱いに関しては、法令及び発注者が定める個人情報の保護に関する取扱い等に基づくものとする。

第 85 条 雑則

この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた事項については、両当事者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。